

福島県復興支援員募集要項

令和 7 年 6 月 3 0 日

福 島 県

東日本大震災に加え、原子力災害により未曾有の被害を受けた福島県が、「美しいふるさと」を取り戻し、「活力と笑顔あふれる」地域を築いていくためには、復興の最前線で強い志を持ち、住民と共に地域づくりに邁進する人材が必要です。

そこで、地域と共に歩みながら、未曾有の災害を乗り越え、新しく生まれ変わる地域を築く「福島県復興支援員」を募集します。

※なお、本募集要項及び応募履歴書等は、福島県企画調整部地域振興課のホームページからダウンロードすることができます。

1 名称、採用予定数及び業務内容

(1) 名称

福島県復興支援員

(2) 採用予定数

「特定非営利活動法人あぶくま地域づくり推進機構（※）」 1 名

※福島県復興支援員設置業務の受託団体

(3) 業務内容

受託団体が福島県阿武隈地域振興協議会と共同で行う、地域の活性化や観光を含めた産業振興、地域のコミュニティづくりなど、地域の実情に応じて必要とされる取組の企画、運営に当たります。

なお、業務に伴う書類の作成や連絡調整に当たっては、パソコンを使用し、また、移動に当たっては自ら乗用車を運転します。

業務内容は以下のとおりです。

ア 阿武隈地域内の地域間交流の促進を図るイベントの企画、実施

イ 阿武隈地域の活性化に関する調査等の実施

ウ 阿武隈地域の商工会や観光協会等と連携した商店街や地場産業の振興策の検討、実施

エ 被災者コミュニティの維持、構築のための地域活動の企画、実施

オ ホームページ、SNS、広報誌等による情報発信

カ 住民主体のまちづくり（地域の絆づくり、地域の活性化）、産業振興（コミュニティビジネスの創出、仕事おこし）、伝統文化行事の継承等（伝統文化の継承、地域行事の復活）の支援 等

2 勤務条件

(1) 任用期間

委嘱日から令和8年3月31日まで

(2) 報酬等

ア 報酬月額 200,000円

イ 通勤手当相当額（月8,610円を上限）を受託団体の支給要件に応じて支給

ウ 住居手当相当額（月28,000円を上限）を受託団体の支給要件に応じて支給
なお、原則、賞与、退職金及びその他手当はありません。

(3) 勤務先（受託団体）

特定非営利活動法人あぶくま地域づくり推進機構

※なお、採用に当たっては受託団体の職員となり、福島県から委嘱状を交付します。

(4) 勤務日

週5日、1日8時間、週40時間（勤務する曜日の割振りは採用後に行います。）

土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となります。

また、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前9時から午後6時まで。うち休憩時間1時間。

（職務上必要がある場合、始業時刻及び終業時刻を別途割り振ることがあります。）

(6) その他

年次有給休暇等があります。

また、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

なお、勤務条件等の詳細については受託団体の規程等によります。

3 応募及び採用

(1) 応募期間

令和7年6月30日（月）から令和7年7月14日（月）まで

直接持参の場合の受付は、期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後6時まで。郵送の場合は、受付期間最終日必着。

(2) 応募要件

次のアからエまでのいずれにも該当する者が応募できます。（学歴・性別を問いません。）

- ア 生活の拠点が勤務地又は近隣にあるか、移すことが可能な者
- イ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない者
- ウ ワード、エクセル、パワーポイント、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる者
- エ 阿武隈地域の事情に一定程度精通している者

ただし、次のオからクまでのいずれかに該当する者は、応募することができません。

- オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- カ 福島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- キ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次のアからカの書類を添えて、(5)の申込先へ持参又は郵送によりお申し込みください。(3(1)の記載内容に注意。「**特定記録**」等により、**確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。**)

なお、応募書類の返却はしませんので御了承ください。個人情報保護条例により、取得した個人情報は採用のためだけに使用し、目的以外に使用することはありません。

ア ハローワーク紹介状

ハローワークでの求人募集につき、応募の際にはハローワークより発行された紹介状を添えてください。

イ 履歴書（福島県復興支援員用）

別紙履歴書又は同様の項目を備えた履歴書に必要事項を記入の上、提出日前3か月以内に撮影した写真を貼り付けたもの。

なお、取得している免許・資格等があれば、業務内容との直接の関係の有無にかかわらず、できる限り記載してください。

また、最下段に、記載内容が事実と相違ない旨を自署してください。

ウ 職務経歴書（福島県復興支援員用）

別紙履歴書に記載した**職歴全て**について記載してください。なお、「職務内容」欄には、主な職務内容を具体的に記載してください。

エ エントリーシート（福島県復興支援員用）

オ レポート

次に掲げる項目について、800字程度記載したもの。

「地域コミュニティの再構築によりあぶくま地域の早期復興を果たすため、復興支援員として、これまでのボランティア・職務経験等をいかして発揮できる自分の強みと持ち味」

用紙は任意、パソコンでの作成も可（A4用紙縦に横書きで、1行の文字数40字、行数30行を標準とします。）

なお、冒頭に氏名を記載してください。

(4) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された履歴書等やレポートによる選考を行います。結果は募集締切日の7日程度を目安（一定数の応募があった場合に、その都度選考する場合を除く。）に、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ郵送により本人宛に書面でお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を履歴書に記載願います。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。

日時、場所等については、上記アの書類選考の結果通知でお知らせします。

採否は面接から10日程度を目安に、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記

載がある場合は当該連絡先）へ郵送により本人宛に書面でお知らせします。

ウ 採 用

令和7年8月1日（※）

※採用決定以降、可能な限り早期の着任をお願いしますが、採用者の事情には個別に対応します。

エ その他

上記ア及びイの結果等に対する問合せ等は、一切受け付けません。

(5) お問い合わせ・お申込み先

特定非営利活動法人あぶくま地域づくり推進機構

福島県郡山市小原田2丁目19-19 うつくしまNPO交流プラザ郡山2階

電話：024-944-9890

E-mail：uketsuke@npo-abukuma.org

【郵送の場合】

〒963-8835

福島県郡山市小原田2丁目19-19 うつくしまNPO交流プラザ郡山2階

特定非営利活動法人あぶくま地域づくり推進機構 あて

※封筒に「復興支援員」応募書類在中と記載すること。